

令和4年度「埼玉県議会だより」点字版制作及び配布業務委託仕様書

1 規格

B5判 冊子点字版

2 発行回数

年4回（2月、6月、9月、12月定例会分）

「埼玉県議会だより（8ページ物）」の点字版・・・2回

「埼玉県議会だより（4ページ物）」の点字版・・・2回

3 ページ数（見込み）

「埼玉県議会だより（8ページ物）」の点字版・・・90ページ

「埼玉県議会だより（4ページ物）」の点字版・・・46ページ

※令和3年度の状況

165号（8ページ物）・・・96ページ

166号（8ページ物）・・・92ページ

167号（4ページ物）・・・49ページ

168号（4ページ物）・・・46ページ

4 発行部数（予定）

毎回 366部 ※発行の都度県が指示する

※令和3年度の状況

165号・・・369部

166号・・・367部

167号・・・364部

168号・・・364部

平均 366部

5 発行日（発送完了日）

県が指定する日

※令和3年度の状況

165号・・・令和3年 5月 7日

166号・・・令和3年 8月 6日

167号・・・令和3年11月17日

168号・・・令和4年 2月 3日

6 点字版の制作及び配布

(1) 原稿は、「埼玉県議会だより」発行日の9日前（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に送付する。令和4年度の1回目の「埼玉県議会だより」の発行は令和4年4月30日（土）を予定している。

(2) 作成については、元原稿を基本とし、必要に応じて校正等を行い、点字版を作成する。

- (3) 校正を行う際には、確認するためひらがな等に変換したもの（墨字）を提出すること。
- (4) 点字版は、2か所を留め具で固定し、見開きがしやすいよう制作する。
- (5) 作成した点字版は、名簿に基づいて県が指定する日までに発送するものとする。
- (6) 送付先名簿は、県議会事務局政策調査課が作成する。

7 完了報告書

受託者は、発行後速やかに当該発行業務の結果の概要を記した書面を添えて、県議会事務局政策調査課に完了報告をするものとする。